

板倉町における女性職員の活躍の
推進に関する特定事業主行動計画
(第2期計画)

令和3年3月

板倉町

板倉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（第2期計画）

令和3年3月

板倉町長
板倉町議会議長
板倉町選挙管理委員会
板倉町代表監査委員
板倉町農業委員会
板倉町教育委員会

板倉町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第19条に基づき、板倉町長、板倉町議会議長、板倉町選挙管理委員会、板倉町代表監査委員、板倉町農業委員会、板倉町教育委員会が策定する特定事業主行動計画である。

1 計画期間

本計画の期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とする。

2 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、各任命権者、各部局等と緊密に連携・協力しながら、全庁的に本計画を推進することとしている。

3 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標

法第19条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号。）第2条に基づき、町長部局、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局、教育委員会事務局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。

当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。

【その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供】関係

(1) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

① 状況把握

各役職段階にある職員に占める女性職員の割合 (令和2年4月1日現在)

役職段階	総数	うち女性	女性割合
課長相当職	11人	0人	0.0%
係長相当職	33人	8人	24.2%

② 数値目標

令和7年度末までに、課長相当職にある職員に占める女性職員の割合を、令和2年4月1日現在の実績(0.0%)より9.1%以上引き上げ、9.1%以上にする。

令和7年度末までに、係長相当職にある職員に占める女性職員の割合を、令和2年4月1日現在の実績(24.2%)より9.1%以上引き上げ、33.3%以上にする。

【その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備】関係

(2) 男性職員の育児休業取得率

① 状況把握

新たに育児休業を取得した男性職員の割合 (令和元年度)

令和元年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数	新規取得者数	取得率
5人	0人	0.0%

② 数値目標

令和7年度までに、男性職員の育児休業取得率を、令和元年度の実績(0.0%)より20%以上引き上げ、20%以上にする。

(3) 男性職員の「男の産休」5日以上取得率

① 状況把握

「男の産休」（配偶者出産休暇又は育児参加のための休暇）を5日以上取得した男性職員の割合 (令和元年度)

令和元年度中に子が生まれた職員数	「男の産休」を5日以上取得した職員数	取得率
5人	0人	0.0%

② 数値目標

令和7年度までに、男性職員の「男の産休」5日以上取得率を、令和元年度の実績(0.0%)より80%以上引き上げ、80%以上にする。

4 女性職員の活躍の推進に向けた目標を達成するための取組及び実施時期

3で掲げた数値目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

【その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供】関係

(1) 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

令和3年度より、女性職員の登用拡大に向けて、多様な研修機会や職務機会を付与することにより、積極的・計画的な人材育成を行う。

令和3年度より、出産・育児期を迎える前又は出産・育児期を超えてから、将来必要とされる重要な職務経験を積ませるなどの柔軟な人事管理を行う。

【その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備】関係

(2) 男性職員の育児休業取得率

(3) 男性職員の「男の産休」5日以上取得率

令和3年度より、男性職員の育児等に係る状況を把握し、育児休業、配偶者出産休暇、育児参加のための休暇などの取得を呼びかける。

令和3年度より、男性職員の育児休業等の取得促進に向けて、管理職員を対象にしたマネジメント研修を実施することにより、職場環境の整備を図る。